

休眠会社・休眠法人をめぐる法律実務

— 株式会社・持分会社・各種法人別の留意点 —

編集代表 尾島 史賢 (弁護士・関西大学大学院法務研究科教授)

The background features a stylized cityscape illustration. It consists of several grey silhouettes of buildings of varying heights and widths. Some of the buildings have yellow rectangular windows, while others have grey windows. Scattered throughout the scene are several semi-transparent, glowing blue circles of different sizes, resembling bubbles or light effects. The overall color palette is a mix of light blue, grey, yellow, and white.

新日本法規

第3 休眠会社の債務整理

[18] 株式会社に債務が存在する場合でも、株式会社を休眠させることは可能か？

Q 株式会社が長期間債務を負ったまま休眠状態となつていますが、このまま放置しても問題ないでしょうか。株式会社以外の会社についても同様と考えてよいでしょうか。

A 債務の履行請求のリスク、株式会社の役員等に対する責任追及のリスク、遅延損害金が増大するリスク、税務上のリスクが考えられますので、放置することなく対応方法を検討すべきです。これは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）についても同様です。

解 説

1 休眠会社とみなし解散

(1) 株式会社

株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過した株式会社のことを「休眠会社」といいます（会社472①）。「みなし解散」とは、休眠会社について、強制的に解散したものとみなす制度です（会社472①）。みなし解散となった場合、登記官が「解散の登記」を職権で行います（商登72）。

債務の存否にかかわらず、登記が最後にあった日から12年を経過すると「休眠会社」となり、「みなし解散」となった場合には、「解散の登記」がされることとなります。なお、最後の登記から12年を経過す

る前であれば「休眠会社」ではありませんが、休眠状態である場合には、「休眠状態の会社」と呼ぶこととします。

(2) 持分会社

これに対し、持分会社には、「みなし解散」の制度は適用されません。そのため、職権で「解散の登記」が行われることはなく、会社として登記上も残り続けることになります。

後記の休眠状態の会社に関する説明は、持分会社にも適用されますので、参考にしてください。

2 債務の履行請求のリスク

休眠状態の会社であっても、債務が消滅することはありませんので、債権者から債務の履行を請求される可能性があります。債権者に対して任意に債務の弁済をしない場合には、訴訟を提起され、休眠状態の会社に財産があれば強制執行をされるリスクがあります。

かかるリスクは、前記1の「休眠会社」の場合も同様です。

3 役員等に対する責任追及のリスク

役員等がその職務を行うについて悪意又は重過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（会429①・600）。

取締役が、事業の再建又は清算のための措置をとらずに漫然と事業を継続し、結果として損失を更に拡大させて株式会社の債権者に回収不能の損害を与えた場合には、実質的経営者であった取締役個人の株式会社の債権者に対する損害賠償責任が認められる可能性があります（東京地判昭58・5・6金判695・37）。なお、業務執行に関与することなく実質的経営者に一切を任せていた名目的取締役であっても、株式会社の債権者に対する損害賠償責任が認められることがあります（前記東京地判昭58・5・6）。

第2 相 続

[40] 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのような点に留意すべきか？

Q 相続した土地に抵当権が設定されており、抵当権者が休眠会社や休眠状態の株式会社であった場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 休眠会社及び休眠状態の株式会社（以下「休眠会社等」といいます。）の状況について確認した上で、休眠抵当権の抹消には複数の方法があるため、それらのメリット・デメリットを考慮して選択します。

解 説

1 休眠会社及び休眠状態の株式会社の状況確認

休眠抵当権の抹消方法には、後記2のとおり、複数の選択肢があるため、まず、相続した土地に設定されている抵当権に関する休眠会社等の登記事項証明書等を取得してその抵当権者の状況を確認します。

既に登記記録が閉鎖されている場合には、閉鎖登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）を取得し、当該休眠会社等の状況を確認します。

登記事項証明書等や閉鎖登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）上、休眠会社等の代表者や清算人の存在が確認できた場合には、その協力を得られるかどうかを検討する必要があるため、（特に相当期間が経過

【参 考】

○清算人選任申立書

清算人選任申立書

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 御中

申立人代理人 〇〇〇〇 ⑩

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

申立ての趣旨

株式会社〇〇（本店〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号）の清算人の選任を求める。

申立ての理由

- 1 株式会社〇〇（以下「対象会社」という。）は、令和〇〇年〇月〇日、会社法第472条の規定により解散したものとみなされた（添付資料1）。なお、対象会社の取締役は既に全員死亡している。
- 2 申立人は、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を所有しているが、本件土地上には、対象会社の抵当権設定登記がなされている（以下「本件抵当権設定登記」という。添付資料2）。
- 3 本件抵当権設定登記は、〇〇であり、不動産登記上、実態なく対象会社を権利者とする登記が残存していることが判明したものであり、現在、対象会社は本件土地の抵当権者ではなく（添付資料3）、添付資料2の本件抵当権設定登記は、存在する理由のない登記であり、抹消すべきものである。
- 4 そこで、申立人は、本件抵当権設定登記の抹消手続に協力してもらうために、会社法第478条第2項に基づき、対象会社の清算人を選任し

[46] 休眠状態の持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）を解散する場合、どのような手続が必要か？

Q

休眠状態の持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）が事業活動を行わなくなったため、解散することになりました。どのような手続が必要になるのでしょうか。

A

持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）は一定の解散事由がある場合以外は、総社員の同意をもって解散することができますが、休眠状態の場合、総社員の同意を得ること自体が困難となる可能性もありますので、注意が必要です。解散後、清算人により法定清算の手続を行う必要がありますが、合名会社及び合資会社の場合には、社員により財産の処分の方法を定める任意清算の手続をとることも可能です。

解 説

1 持分会社の解散事由

持分会社の解散事由は、以下のとおりです（会社641）。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
 - ② 定款で定めた解散の事由の発生
 - ③ 総社員の同意
 - ④ 社員が欠けたこと
 - ⑤ 合併（合併により当該持分会社が消滅する場合に限り。）
 - ⑥ 破産手続開始の決定
 - ⑦ 会社法824条1項又は833条2項の規定による解散を命ずる裁判
- 前記①～③の事由によって解散した場合には、社員の全部又は一部

の同意によって、清算が終了するまで持分会社を継続することができるとされています(会社642①)。ただし、継続することに同意しなかった社員は、継続することとなった日に退社します(会社642②)。

定款に存続期間や解散事由に関する定めがない場合、前記③の総社員の同意による解散を行う方法をとることが一般的です。しかし、休眠状態が長く継続すると、社員全員の動向が把握できない状況もしばしば生じ得ますので、総社員の同意を得ることが著しく困難となる可能性もあり、この点が解散する上での障害となる可能性があります。このような状況を避けるためには、休眠状態に至る前に、定款に存続期間や解散事由に関する定めを設けておくことが肝要です。

2 持分会社の清算手続

(1) 法定清算

持分会社は、原則として、解散した場合には清算手続を行わなければなりません(合併によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合は除かれています。)(会社644一)。清算人には、定款で定める者、又は社員(業務執行社員を定款で定めた場合には業務執行社員)の過半数の同意によって定める者が就任し、それらの者がいない場合には業務執行社員が清算人に就任します(会社647①)。

清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、並びに残余財産の分配を行うこととなります(会社649)。また、清算人は、その就任後遅滞なく、清算持分会社の財産の現況を調査し、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成し、各社員にその内容を通知しなければなりません(会社658①)。

なお、持分会社のうち合同会社は、有限責任社員のみで構成されるため(会社576④)、債権者保護手続(会社660~665)が定められています。